

硫黄山噴火に伴う噴出物由来沈殿物等の不溶化処理後
の埋設地・埋設方法の検討及び避難施設の設置検討
業務委託に関する受託候補者選定競技実施要領

宮崎県環境森林部環境管理課

1 委託内容

平成30年4月に発生した硫黄山の噴火に伴って発生した噴出物由来の沈殿物等（からくに荘跡地沈殿池内の沈殿物、えびの高原河川沈殿堰しゅんせつ物及び尾八重野沈殿堰しゅんせつ物を指す。）についての重金属不溶化処理後の埋設地及び埋設方法の検討、並びに再度噴火したときに備え、からくに荘跡地の仮設水質改善施設付近に設置が必要との専門家の意見のあった避難施設の設置に関する調査を行います。

※詳細は、「硫黄山噴火に伴う噴出物由来沈殿物の不溶化処理後の埋設地・埋設方法の検討及び避難施設の設置検討に関する業務仕様書」のとおり。

2 委託金額の上限

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

4 応募できる資格条件

以下の事項の全てを満たす者とします。

- (1) 過去10年以内に土質改良若しくは地盤改良に関するコンサルタント業務の経験又は自然由来の重金属を含む土壌等に関する調査業務の経験がある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者
- (4) 宮崎県内に本社又は支店、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の環境大臣又は宮崎県知事が指定した者（指定調査機関）であること。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 県税に未納がないこと。

5 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告開始・既存資料閲覧開始（※） | 令和2年7月17日（金） |
| (2) 事前説明会参加申込票提出期限 | 令和2年7月28日（火）午後5時 |
| (3) 事前説明会 | 令和2年7月30日（木） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和2年7月31日（金）午後5時 |
| (5) 質問票提出期限 | 令和2年7月31日（金）午後5時 |

- (6) 企画提案書等提出期限 令和2年8月11日(火)午後5時
(7) 選定結果通知 令和2年8月下旬予定

※ 既存資料の閲覧を希望する場合は、(4)の参加表明書に閲覧希望と記入して環境管理課に送付してください。後日、希望者に対し、7月17日から8月10日午後5時までの県が指定する日時に環境管理課において行います。

6 受託候補者選定競技(公募型プロポーザル)の実施方法

(1) 事前説明会の実施

日 時：令和2年7月30日(木)午後1時30分から

場 所：えびの市大字末永 えびの高原からくに荘跡地沈殿池

※ 別添の事前説明会参加申込票を、7月28日(火)までに環境管理課に送付してください(必須)。

※ 事前説明会の出欠にかかわらず応募することは可能ですが、できるだけ参加してください。

(2) 参加の申込

別添の参加表明書を7月31日(金)までに提出してください。

(3) 仕様書等に関する質問

別添の質問票をファクシミリ、E-mail又は持参により7月31日(金)までに提出してください。質問及びその回答については、参加表明者全員に対して電子メールにより送付します。

(4) 企画提案書等の提出

① 企画提案書(6部提出で、氏名又は名称は1部のみに記載)

② 定款等(1部)

ア 法人の場合：定款、事業年度終了後に所轄庁に提出している書類のうち、前年度の事業報告書及び収支計算書

イ 団体の場合：団体規約等の法人に準ずる資料(事業報告、収支計算書等)

③ 提出期限

令和2年8月11日(火) 午後5時(必着)

④ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

(5) 選定方法

書類審査方式とし、提出された企画提案について、総合的に審査の上、受託候補者を決定します。

(6) 選定結果通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず参加者全員に通知します。

7 契約の締結について

(1) 決定した受託候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(性質又は目的が競争入札に適しないもの)による随意契約を締結します。

(2) 受託協議が不調の場合は、次点の提案者と協議を行います。

(3) 契約の締結に要する費用は、受託候補者の負担とします。

8 契約保証金

宮崎県財務規則第101条の規定によります。

9 その他

- (1) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更することがあります。

10 書類提出先及び問合せ先

宮崎県環境森林部環境管理課水保全対策担当

電話：0985-26-7085 ファクシミリ：0985-38-6210

E-mail：kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp